

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年七月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年七月十九日

埼玉県行田県土整備事務所長 酒 井 敦 司

騎西鴻巣線	路線名
行田市大字堤根字中通七六番一地从先 から 同市大字樋上字青柳七八二番一地从先 まで	供用開始の区間
令和四年七月十九日	供用開始の期日
令和四年七月十九日付け埼玉県行田市土整備事務所長告示第十六号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長四〇一・五一メートル	備考